

経費も一般会計の公債費に
加算して、実質的な公債費
を算出し、「財源の規模」
と比較して指標化したもの
が「実質公債費比率」で
す。この比率が18%を超え
ると自由に借り入れができ
なくなります。

**令和4年度における鏡野
町の実質公債費比率は、
11.8%となりました。**

鏡野町の比率は、3カ年
平均では0.3ポイント増加し
ており、緩やかな増加が続
いているため、今後におい
ては、更に計画的な地方債
の繰上償還や借り入れの抑
制に努め、後年度の負担軽
減を図ることとしていま
す。

(4) 将来負担比率

地方公共団体の地方債や
将来支払わなければならない
可能性のある負担等の残
高を年度末（3月31日）時
点で算定し、すべての負担
を含めた負担額を「財源の
規模」と比較して指標化し
たものが「将来負担比率」
です。

地方公共団体の一般会計

が将来支払っていく負債に
は、一般会計の地方債残高
のほか、将来の支払を約束
したもの（債務負担行為）、
町職員の退職手当、公営企
業会計など他の会計の地方
債残高のうち一般会計が負
担するべきものと見込まれ
るものなどがあります。

**令和4年度における鏡野
町の将来負担比率は、29.8%
となりました。**

鏡野町の比率は、地方債
の償還額が発行額を上回っ
たことにより将来負担額が
減少したことなどから昨年
度と比べて0.7ポイントの減
少となりました。

(5) 資金不足比率

病院事業、水道事業、下
水道事業など公営企業の資
金不足を、流動資産や流動
負債、料収入等の規模で
示される「事業規模」と比
較して指標化し、各公営企
業会計の経営状況の深刻度
を示すのが「資金不足比
率」です。

**令和4年度における鏡野
町の公営企業会計の資金不
足比率は表のとおりで、全**

ての公営企業会計で実質的
な資金不足額は生じており
ません。

資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準比率
国民健康保険病院事業会計	—	20%
水道事業会計	—	20%
下水道事業会計	—	20%
備考	1 各会計において、資金不足額が生じていないため「—」表示で記載しています。 2 各比率が、経営健全化基準を上回る場合は、自主的経営改善努力が義務付けられます。	

(参考) 令和4年度鏡野町各会計決算の状況

(単位：千円)

会計名		歳入決算額	歳出決算額	実質収支額(注1)
普通会計	一般会計	12,607,571	12,027,222	521,133
	津山・富線共同バス運行事業特別会計	8,455	8,081	374
	奨学会特別会計	16,453	1,867	14,586
特別会計	国民健康保険特別会計(事業勘定・直診勘定)	1,759,390	1,684,784	74,606
	介護保険特別会計	1,768,173	1,706,852	61,321
	後期高齢者医療特別会計	186,195	186,191	4
公営企業会計	会計名	総収益	総費用	利益剰余金残高(注2)
	国保病院事業会計損益計算書	1,450,276	1,478,351	-27,666
	水道事業会計損益計算書	573,702	552,525	89,064
	下水道事業会計	781,524	777,248	-16,241

(注1) 実質収支額＝(歳入決算額－歳出決算額)－(5年度へ繰り越して使用する額)

(注2) 利益剰余金残高＝前年度繰越利益剰余金＋純利益(－純損失)

お問い合わせ先 鏡野町総務課 担当：山口 電話(0868)54-2111